



## 組合員の質問にお答えします！ Part1

## Part1－①

東京都労働委員会への救済申し立て取り下げに納得できません。申し立てたことが宮澤東京地本委員長(当時)の制裁審査委員会設置の理由になっていますが、どういうことですか？組織混乱、背信行為、慣習・慣例とは何ですか？

(1)本来、率先して不当労働行為の救済申し立てを行わなければならないのは、中央本部(以下「本部」に省略)です。JR東日本会社による執拗な脱退強要が目の前で行われている中で、それに立ち向かうのは当たり前のことであり、労働組合の責務です。宮澤東京地本執行委員長(当時)は、2月から始まった脱退強要に立ち向かうために、本部に対して「記者会見などで世の中に発信し、脱退強要を止めさせるべきだ」と再三要請しています。しかし、3月15日の臨時中央執行委員会では、決めたはずの「国会議員への要請」すら、まともにやられていないことに愕然としました。それこそが組合員に対する背信行為です。この未曾有の組織破壊攻撃の中で、職場で奮闘している組合員の「違法行為をやめさせろ！」という悲痛な声に応えるために「どう闘うのか」「どう不当労働行為を止めるか」手探り状態の中で判断し「申し立て」を行ったものです。この判断を職場は「闘う方向性が示され勇気づけられた」と言っているのであり、組織混乱などもたらしてはいません。

そもそも東京、八王子、水戸の3地本は、闘争指令第4号の「JR東労組に仕掛けられた脱退強要=不当労働行為に抗する闘いの体制確立」に基づき「不当労働行為の救済申し立て」を行ったのであり、本部指令を当たり前実践に移した極めて合理的な判断です。むしろ、その闘争指令第4号不当労働行為に抗する闘いを行わない他の地方本部の姿勢を問い指導すべきなのです。

(2)3月15日、阿部東京地本書記長、佐々木八王子地本書記長、山口水戸地本組織部長が、本部に出向き、斉藤副委員長、上原法対部長、徳野共闘部長に3地本と共に「不当労働行為の救済申し立て」の闘いを進めることを要請しました。

その場で救済申し立てを行う際に「事前に本部に相談がなかった」ことを問題にしていますが、それは本部と3地本が継続して議論すれば止揚できることです。脱退強要は続けられているのであり、事態は一刻の猶予もない状況で、内容上進めなくてはならない事柄であることは上記の3名も理解しており、共通の認識だったはずで、3地本は、本部の指令を受けて、また、分会や支部からの強い要請を受けて判断しているのであり、形式上のことのみで終始しても事態は変わりません。こういう緊急時に「慣習や慣例」にとらわれるべきではありません。

さらに、3月30日に佐々木書記長から上原法対部長に連絡してわかったことですが、要請した事項に対して「本部内で議論して返す」ことを確認したにも関わらず、本部内の議論は行われていませんでした。形式上のことをことさら問題にするなら私たちも指摘をしま

すが、要請を受けて「それに何も答えない」ことが問題であり、担当者としての任務をあまりにも軽んじています。現場では毎日、毎日脱退強要・組織分裂が熾烈に行われ、役員・組合員が不安と動揺で苦しみ悩んでいる中で、何故そこに寄り添えないのか。本部指導部としての質が問われる事象であり、現場の組合員の思いとは相当乖離しています。

いづれにしても、この議論は、本部と3地本で継続中なのであり、結論が出ていない中で、何ゆえに、宮澤東京地本委員長(当時)の制裁審査委員会設置の理由になるのか理解できません。話し合いを一方向的に打ち切り、否定するものであり、あまりにも独善的で、非民主的な手法と言わざるを得ません。

(3)中央本部は3月2日に申20号で「人権侵害、団結権侵害『脱退強要』『不当労働行為』を直ちに止め、社員を監視する異常な職場実態の是正を求める緊急申し入れ」して、3月7日に団体交渉を行いました。「脱退強要」「不当労働行為」の様々な事を具体的に指摘しましたが一切認めず、すべて対立し第三者機関の活用を検討することを明らかにしています。翌日の3月8日に発した勤労速報では「会社として、組合が主張する『脱退強要』『不当労働行為』を行った事実はない」と否定しています。

東京地本は、3月5日に東地申第37号で「JR東日本会社による人権侵害、団結権侵害の『組合脱退強要』『不当労働行為』の即刻停止と社員を監視する異常な職場実態の是正を求める緊急申し入れを行い、3月14日に団体交渉を行いました。しかし、本社と同様に一切認めず、不誠実な対応に終始しています。

本部は、団体交渉で具体的に詰めていくとの考えですが、すでに団体交渉で「脱退強要」「不当労働行為」について、対立しています。その段階で、労使の自主的解決は望めないものであり、だから、第三者機関を活用して社会に訴えつつ職場からの闘いを積み上げるべきなのです。東京地本は、東京都労働委員会を活用し「議事録削除(議事録未締結事件)」「組合色差別人事事件(指導担当事件)」を勝利和解した実績があり、八王子地本も「掲示板撤去事件」で裁判まで持ち込み勝利判決を引き出した実績があります。水戸地本も労働委員会に斡旋申請を行うなど第三者機関を活用し、職場からの闘いを積み上げてきています。

以上の3点を踏まえ「違法行為をやめさせろ！ 当たり前仕事をさせてくれ！」という職場の組合員の悲痛な声を受けて、会社による執拗な脱退強要を止めるために不当労働行為の救済申し立てを行ったものであり、労働組合として組合員と組織を守るための当然の選択です。

また、継続中の議論を打ち切り、制裁審査委員会設置の理由にするのは、どう見ても飛躍しすぎであり、上記のように独善的で非民主的な手法を改めるべきです。

従って「労働委員会への申し立てに際し、確立した慣習・慣例を逸脱し、組織の混乱をもたらした。さらに、現時点での労使関係の混乱を修復させようとしている本部への背信行為」という理由は、真実から大きく逸脱しており制裁審査委員会設置の根拠にはなり得ません。

(組合員の質問にお答えします！ Part2に続く…)